

6月1日～7日は水道週間です

問い合わせ先 上水下水道課 (☎43-7168)

水道メーターの検針などにご協力ください

◎水道メーターの検針

2か月に1回偶数月に、水道メーターの検針を行っています。次のことにご協力をお願いします。
▷メーターの上に物を置かないでください。
▷飼い犬はメーターから離してつないでください。

◎水道メーターの取り換え

水道メーターは、8年に1回無料で取り換えています。該当する家庭には、証明書を持った指定給水装置工事事業者が伺いますので、ご協力をお願いします。

取り換え期間 7月1日(金)～31日(日)、9月1日(木)～30日(金)

ビル・マンションなどの貯水槽は清潔に

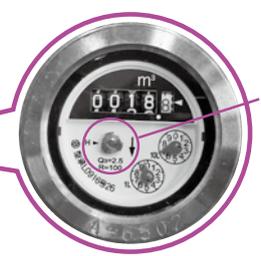
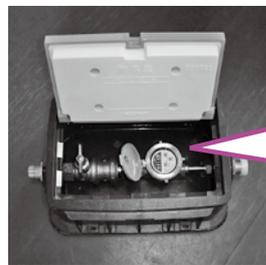
貯水槽の設置者は、次のことを行ってください。
▷年1回以上、定期的に貯水槽の掃除をする。
▷年1回、水の色、濁り、におい、味、残留塩素などの水質検査を行う。

漏水かな?と思ったら

水道メーター検針の際、漏水の疑いがある場合にはお知らせしていますが、漏水はいつ起こるか分かりません。日ごろからの確認をお願いします。

◎簡単にできる漏水確認

- ①家の蛇口を全て閉める
- ②水道メーターの銀色のパイロットが回転していたら、漏水の可能性あります。府中市指定給水工事事業者に連絡してください。



パイロットマーク

下水道が使用できるようになった区域の皆さん 受益者負担金の納付をお願いします

下水道は、道路・公園などの公
共施設のように誰でも利用できる
施設ではなく、整備された区域の
人だけが利用できる施設です。ま
た、下水道の整備には長い年月と
多額の建設費用が必要になります。

受益者負担金制度とは

下水道を利用できる区域の皆さんに、土地の面積に応じて建設費用の一部を、1度のみ負担していただくものです。

今年度、新たに負担金を納めていただく区域は、中須町の一部、元町の一部、鵜飼町の一部になります。

負担金額 1平方メートル当たり

560円×所有面積(公簿面積)

納付月 ▽第1期：9月 ▽第2

期：12月 ▽第3期：2月

※3年分またはその年度分をまとめて第1期の納期内に納めると、報奨金が付きます。

受益者の皆さんは申告が必要です

受益者を確定するため、負担金を納める区域内の土地の所有者に

は、6月中旬に申告書を郵送しま

す。賃貸借権・地上権などの権利がある場合は、土地所有者と権利者で協議の上、申告してください。
申告期限 7月15日(金)

※申告書の提出がされない場合には、土地所有者が受益者となります。また、賃貸住宅などを借りている人は、受益者にはなりません。
◎説明会の開催

7月上旬に受益者負担金制度の説明会を開催します。

下水道に接続したら 正しく使いたしましょう

最近、異物の流入が原因となる下水道施設の故障が増えています。トイレで流せるのは、トイレレットペーパーだけです。ティッシュペーパーやウエットティッシュ、紙おむつ、タオルなどは絶対に流さないでください。トイレに流せると表示されたものも、下水管が詰まる原因となりますので、流さないでください。

問い合わせ先 上水下水道課
(☎43-7162)